

# 立川市都市計画審議会

平成28年12月21日(水)

○日 時 平成28年12月21日(水曜日)午後1時15分

場 所 立川市役所 101会議室

○出席委員(15名)

会 長 12番 古川公毅君

副 会 長 8番 高橋賢一君

1番 浅川修一君

2番 石塚和生君

3番 稲橋ゆみ子君

4番 江口元気君

7番 須崎八郎君

9番 長島伸匡君

10番 中山ひと美君

11番 廣瀬武生君

13番 古屋直彦君

14番 増田哲生君

15番 松永憲一郎君

16番 松本まき君

17番 山口映子君

○欠席委員(2名)

5番 小松清廣君

6番 佐藤淳一君

○出席説明員

市 長 清水庄平君

副 市 長 田中良明君

まちづくり部長 小倉秀夫君

都市計画課長 卯月寿一君

都市計画係長 串田直隆君

都市計画係 早井智子君

都市計画係 佐藤ゆり君

○議事次第

1 開 会

2 辞令交付

3 市長挨拶

4 議 題

1. 案件審査会

(1) 諮問第3号

立川都市計画 生産緑地地区の変更(案)について(立川市決定)

2. その他

5 閉 会

開会 午後1時15分

○卯月都市計画課長 定刻になりましたので、審議会の開催の前に辞令伝達式をとり行いたいと思います。議員選出委員の任期満了及び立川警察署長の人事異動がありましたので、本日付で新たに任命するものであります。

お名前を申し上げましたら、ご起立のほど、お願いいたします。

浅川修一様。

○清水市長 浅川修一様。立川市都市計画審議会委員に任命する。平成28年12月21日。

立川市長、清水庄平。

○卯月都市計画課長 稲橋ゆみ子様。

○清水市長 稲橋ゆみ子様。以下、同文です。どうぞよろしくお願いいたします。

○卯月都市計画課長 江口元気様。

○清水市長 江口元気様。以下、同文です。どうぞよろしくお願いいたします。

○卯月都市計画課長 須崎八郎様。

○清水市長 須崎八郎様。以下、同文です。どうぞよろしくお願いいたします。

○卯月都市計画課長 中山ひと美様。

○清水市長 中山ひと美様。以下、同文です。どうぞよろしくお願いいたします。

○卯月都市計画課長 古屋直彦様。

○清水市長 古屋直彦様。以下、同文です。どうぞよろしくお願いいたします。

○卯月都市計画課長 松永憲一郎様。

○清水市長 松永憲一郎様。以下、同文です。どうぞよろしくお願いいたします。

○卯月都市計画課長 松本まき様。

○清水市長 松本まき様。以下、同文です。どうぞよろしくお願いいたします。

○卯月都市計画課長 ありがとうございます。

新たに都市計画審議会委員に選任されました委員の皆様より一言ずつご挨拶をいただきたいと存じます。

それでは、浅川委員から、よろしくお願いいたします。

○浅川委員 よろしくお願ひします。

以上です。

○卯月都市計画課長 稲橋ゆみ子様。

○稲橋委員 引き続き、また委員として参加させていただきます。よろしくお願ひいた

します。

○卯月都市計画課長 江口元気様。

○江口委員 皆さん、こんにちは。

江口元気でございます。初めて委員に選出されました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○卯月都市計画課長 須崎八郎様。

○須崎委員 須崎でございます。よろしくお願ひをいたします。

○卯月都市計画課長 中山ひと美様。

○中山委員 中山ひと美です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○卯月都市計画課長 古屋直彦様。

○古屋委員 自民党・安進会の古屋でございます。よろしくお願ひします。

○卯月都市計画課長 松永憲一郎様。

○松永委員 本年9月2日付で立川警察署長に着任いたしました松永です。よろしくお願ひします。

○卯月都市計画課長 松本まき様。

○松本委員 初めて委員に選出されました松本まきです。よろしくお願ひいたします。

○卯月都市計画課長 ありがとうございます。

---

○卯月都市計画課長 それでは、審議会を開催したいと存じます。

審議会の開催に当たり、市長からご挨拶を申し上げます。

○清水市長 こんにちは。

年末のお忙しいところ、委員の皆様方には当会議にご参画、ご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

今回、新たに、議員さんを中心に8名の方を委員に任命をさせていただきました。委員の皆様には立川のまちづくりにつきまして、今後ともよろしくお願ひを申し上げたいと存じます。

報道等でご存じの方も多いかと存じますけれども、このたび、立川市に隣接する都市8市、立川を入れまして9市になりますけれども、年明けに新たなまちづくりのあり方、特に広域連携のあり方につきまして、意見交換をし、そして首長が率先して、まちづくりのあり方に改革に対応していこうという趣旨の「広域連携サミット2017」、これを統計

数理研究所で午後3時から行う予定になっておりまして、私が思っておりますのは少子化、高齢化、そして経済縮小の中で、従来、個々の自治体で行っていたサービスを連携してサービス提供していこうというのが、恐らく主題になっていくのではないかなと思っております。

例えば多摩地区のごみの埋め立て処分、日の出町にございますけれども、これが一番大きな連携事業でありますけれども、さりとて市民に直接関係はあるわけですが、日常的にごみの埋め立てについて、市民の皆さんの目に触れ、あるいは知り合いの方々の話題になるようなこともありますでしょうが、一番話題になるのが、例えば小児の夜間救急医療でありますとか、あるいはまた、図書館の相互利用でありますとか、さまざまな部分で連携できる内容は幾らでもあろうかと思っております。まちづくりの一助になるために一生懸命やってみりたいと考えておりました。お時間がございましたら、ぜひお運びをいただければありがたいと思っております。

長くなりました。それでは、本日は諮問案件1件でございます。お諮りをいたしたいと存じます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

ありがとうございます。

○卯月都市計画課長 ありがとうございます。

それでは、会長、審議会の進行をよろしく願いいたします。

---

○古川会長 それでは、ただいまから立川市都市計画審議会を開催します。

○卯月都市計画課長 では、最初に、清水市長より諮問をお願いいたします。

○清水市長 立ま都第1055号、平成28年12月21日。

立川市都市計画審議会会長、古川公毅殿。立川市長、清水庄平。

都市計画について（諮問）。

貴審議会に次の事項について諮問します。

記、

一、諮問第3号 立川都市計画 生産緑地地区の変更（案）について（立川市決定）。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○古川会長 お受けいたします。

それでは、ただいまお預かりいたしましたので、案件審査会に入ります。

本日審議いたします案件は、諮問第3号「立川都市計画 生産緑地地区の変更（案）」

について」でございます。

事務局から説明をお願いします。

○卯月都市計画課長 事務局から説明させていただきます。着席のまま説明させていただきます。

「立川都市計画生産緑地地区の変更（案）」につきましては、1年間になされた削除や追加等をまとめて集計し、毎年1月1日に都市計画の変更を行っているものです。

お手元の資料をごらんください。

1ページから12ページまでが都市計画決定図書の写し、13ページから17ページが参考資料、図面は縮小版となっております。

資料の1ページをごらんください。都市計画地区を次のように変更するものです。

第1、「種類および面積」についてです。

今回の生産緑地地区の変更告示の予定面積は約203.16ヘクタールです。参考に昨年度は206.7ヘクタールであり、約3.54ヘクタールの減少となります。

第2、「削除のみを行う位置および区域」についてです。

農業の主たる従事者の死亡もしくは故障に至ったため、生産緑地法第10条の買取申出により、同法第14条の規定による行為制限が解除された、生産緑地地区の一部または全部の削除を行います。削除は19件、約4万3,290平方メートルです。

第3、「追加のみを行う位置および区域」についてです。

農林業との調整を図り、良好な市街地環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地等を指定するものであり、2件の地区で約240平方メートルを新たに生産緑地地区に追加指定いたします。

資料の2ページ、新旧対照表と変更概要をごらんください。

新旧対照表の一番左下の欄にあります「計」の欄をごらんください。変更前の件数及び面積は昨年度の告示において380件、206万6,960平方メートルです。変更後の件数は変更前の件数と同数の380件、面積は削除、追加及び面積の精査をいたしまして、3万5,340平方メートル減り、約203万1,620平方メートルです。

資料の3ページをお開きください。

このページから12ページまでは立川都市計画生産緑地地区の計画図です。

今回変更を行う地区を図示しております。凡例にありますように、既に指定されている区域を「既指定区域」として、縦線で、「今回削除のみを行う区域」を黒塗り潰しで、

「今回追加のみを行う区域」を横線とピンク塗り潰しで表示しております。

スクリーンをごらんください。

これからお見せする生産緑地地区の写真は9月下旬に撮影された現地の状況でございます。

計画図1/10になります。地区番号60番、436番の黒く塗り潰してある区域が買取申出による削除です。436番の削除地区の現状写真になります。次が地区番号60番の削除地区の現状の写真になります。

計画図2/10、西砂町五丁目、六丁目付近になります。地区番号12番、15番、20番、ともに黒く塗り潰してある区域が買取申出による削除です。地区番号12番の9月現在の状況写真となります。地区番号15番の状況写真になります。地区番号20番の状況写真になります。

次に、計画図3/10、地区番号74番、81番、93番、2カ所に分かれております。買取申出による削除区域になります。黒く塗り潰してある区域になります。地区番号74番の状況写真になります。地区番号81番の状況写真になります。最後が地区番号93番の削除区域になります。93番の区域が今回削除より分断されるため、西側の地区に新たに439番がつけました。

計画図4/10、地区番号430番の塗り潰してある区域が買取申出による削除でございます。地区番号430番の状況写真になります。

計画図5/10、地区番号144番の黒く塗り潰してある区域が買取申出による削除。地区番号148番のピンクで塗り潰してある区域が生産緑地地区に新たに追加する区域です。地区番号144番の削除区域の状況写真になります。144番の区域が今回の削除により分断されるため、西側の地区に新規に440番がつけました。地区番号148番の追加区域の状況になります。

計画図6/10になります。地区番号185番、201番、239番、ともに黒く塗り潰してある区域が買取申出による削除です。地区番号201番の状況写真になります。地区番号185番の状況写真になります。地区番号239番の状況写真になります。

次に計画図7/10になります。地区番号301番の黒く塗り潰してある部分が買取申出による削除です。地区番号301番の状況写真になります。

計画図8/10、地区番号315番の黒く塗り潰してある区域が買取申出による削除です。地区番号315番の状況写真になります。

次に計画図9/10、地区番号334番、336番、342番の黒く塗り潰してある区域が買取申出による削除です。地区番号336番の横線とピンクで塗り潰してある区域が生産緑地地区に新たに追加する区域です。地区番号334番の状況写真になります。次が地区番号336番の状況写真になります。この区域に地権者から生産緑地に指定したい旨の申請があり、現地を確認し、農地として利用されているため追加指定としています。地区番号342番の状況写真になります。

最後に計画図10/10、地区番号355番の黒く塗り潰してある区域が買取申出による削除です。地区番号355番の状況写真になります。

以上で都市計画決定図書の説明を終わります。

資料の13ページから17ページに参考資料を添付しております。

13ページ、参考資料1が立川都市計画生産緑地地区変更箇所位置図、14ページが参考資料2、生産緑地地区削除案件の買取申出日一覧表、15ページ、参考資料3が生産緑地地区の推移、16ページが参考資料4、立川都市計画生産緑地地区指定状況一覧、17ページ、参考資料5が耕作別経営農地調査表及び平成28年度生産緑地削除地区内の耕作物一覧です。参考にごらんください。

この立川都市計画生産緑地地区の変更（案）につきましては、平成28年11月28日から12月12日までの2週間縦覧を行い、縦覧された方が1名いらっしゃいました。意見書の提出はありませんでした。今後の手続につきましては、本日の審議会で答申をいただきました後、平成29年1月1日付にて変更の告示を行う予定でございます。

以上で説明を終わります。

○古川会長 以上で説明は終了しました。

ご質問等がございましたら、お受けします。

ございませんか。

それでは、このことについて討論を行います。

討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○古川会長 それでは、採決を行いたいと思います。

諮問第3号、立川都市計画生産緑地地区の変更（案）について（立川市決定）は原案のとおりとすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



○古川会長 異議なしと認め、諮問第3号については原案のとおりといたします。

それでは、この場で答申をお渡しすることになりますので、事務局で答申書を作成していただく間、暫時休憩といたします。5分程度ということで、40分に再開したいと思います。よろしくお願いいたします。

(休憩)

○古川会長 休憩を解いて、会議を再開します。

それでは、答申書を読み上げ、市長に提出させていただきます。

立川市長、清水庄平殿。立川市都市計画審議会会長、古川公毅。

都市計画について答申。

平成28年12月21日付、立ま都第1055号により立川市長から諮問のあった下記の事項について、平成28年12月21日開催の当審議会において、本市の実情を熟慮の上、各委員が忌憚なく意見を述べ、この案件を慎重に審議した結果、下記のとおり答申する。

記、

答申一、諮問第3号、立川都市計画、生産緑地地区の変更(案)について(立川市決定)、原案は妥当である。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○清水市長 こちらこそ、どうもありがとうございました。

---

その他の議事録については、省略

---

○古川会長 それでは、本日の議事は全て終了いたしました。

立川市都市計画審議会を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。

閉会 午後1時43分